

平成 19 年 6 月の左俣谷土砂流出の対応

神通川水系砂防事務所 富田 拓也

1. はじめに

平成 19 年 6 月 26 日頃、左俣谷右支溪に堆積していた崩壊土砂が、降雨の影響により流下し河道内に流出しました。流出土砂による河道閉塞は発生しなかったものの、直下流は観光地であり、より一層の安全確保のため緊急除石を実施しました。

今回土砂流出発生から除石を完了するまでの、神通川水系砂防事務所における対応について報告いたします。

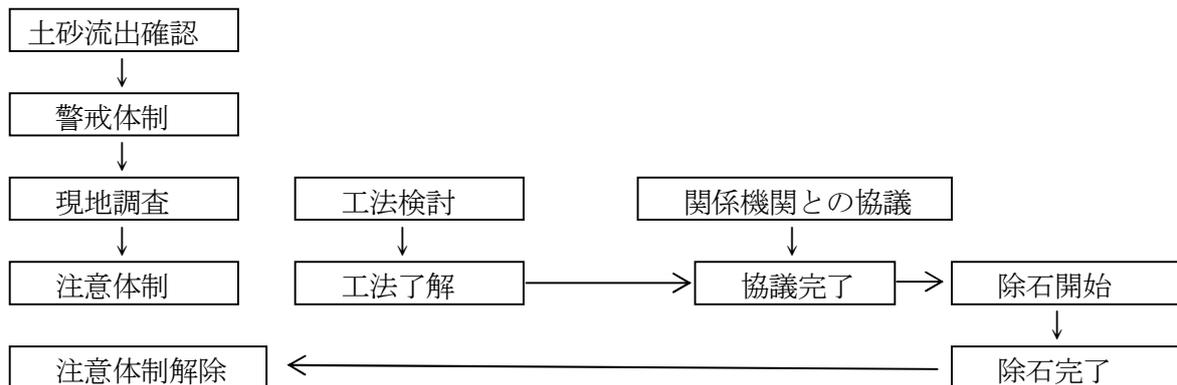


土砂流出支溪及び周囲の空撮



土砂流出状況

2. 土砂流出から除石完了までの流れ



3. 除石着手までに必要となる関係機関との協議

土砂流出箇所は国立公園内であることや、工事用道路の設置は国有林野内であることから、環境省、林野庁との協議が必要となります。

しかし、非常災害による対応のため関係機関との手続きは、必要最小限にとどめました。

環境省との協議は、非常災害のために必要な応急措置として「自然公園法第13条第7項」の規定による「特別地域内非常災害応急措置通知書」を除石後提出。

林野庁との協議は、国有林野使用承認申請及び支障木の伐採承認を行いました。

4. 除石時の安全対策

支溪流には残存土砂があり、再度土砂流出の可能性が高いことから、除石作業においては、下記安全対策を行いました。

- 河道内で実施する除石作業は、無人バックホウを使用
- 崩壊地監視のため監視カメラを設置
- 作業時は見張り員を配置。土砂流出が発生した場合、見張り員がサイレンと回転灯を始動
- 雨天時は作業を中止

5. 除石実施

今回河床に流出した土砂のうち、約 800m³ を除石し、河道を確保しました。

